

○周南市ふるさと周南応援基金条例

平成20年9月30日条例第34号

周南市ふるさと周南応援基金条例

(設置)

第1条 周南市の将来の発展を願い、応援しようとする本市出身者、市民、団体、企業等から受け入れた次条に規定する事業に対する寄附金について、適正に管理し、寄附者の意向を反映した施策に効果的に運用するため、周南市ふるさと周南応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(事業の区分)

第2条 前条に規定する寄附金を財源として実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 徳山動物園の魅力アップに関する事業
- (2) 人間魚雷回天の歴史を伝承する事業
- (3) 特別天然記念物ナベヅルの保護に関する事業
- (4) 花と緑あふれるまちづくりに関する事業
- (5) 次代を担う子どもたちを育む事業
- (6) 高齢者の安心な暮らしを守る事業
- (7) 地球温暖化の防止に関する事業
- (8) 市民や地域団体、NPO等の主体的な地域づくりを支援する事業
- (9) 芸術や文化の振興に関する事業
- (10) その他目的を達成するために市長が必要と認める事業

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、第1条に規定する寄附金の額に相当する額として、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 前項の規定による積立ては、前条各号の事業ごとに行う。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第2条に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(寄附者への配意)

第8条 市長は、基金の積立て、管理、処分その他基金の運用にあたっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配意しなければならない。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、毎年度、基金の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。